

「徳島県豊かな森林を守る条例」の概要

第一章

総則（第1条～第8条）

- 目的 森林を適正に管理し、森林の持つ機能を維持増進することにより、本県の豊かな森林を将来にわたって守り引き継ぐ
- 定義 森林所有者等 県内に存する森林の土地について、所有権、地上権、地役権、賃借権又は使用貸借による権利を有する者をいう

○基本理念 県民等それぞれが役割を果たし、相互の連携及び協力の下に、森林の管理を継続して行う

- 責務
- 県の責務
 - 市町村との連携等
 - 県民の責務
 - 森林所有者等の責務
 - 事業者の責務

第二章

森林の有する水資源及び県土の保全機能の維持増進に関する基本となる施策（第9条～第13条）

- 施策の基本方針
森林の適正な管理及び利用の確保
林業木材産業との調和並びに持続的及び健全な発展の推進
森林所有者等が適切に森林管理、林業生産を行うための措置
- 協働管理 多様な主体が協働して森林管理を行うための措置
- 公的管理 市町村や法人等による受託管理や公有林化の推進
- 体制整備 協働管理、公的管理を推進する体制の整備
- 普及啓発 県民の理解を深めるための普及啓発活動の推進

第三章

森林管理重点地域（第14条～第17条）

- 指定 **規則：第1種地域においては同意に努める**
 - 第1種地域 特定の行為を制限して管理する地域
 - 第2種地域 計画的な林業生産活動により管理すべき地域
 - 第3種地域 森林を整備し、及び保全する必要がある地域

※指定案については市町村長から意見を求めるとともに、告示後、30日間の縦覧を行い指定する
- 指定の要請 市町村からの要請による指定
- 指定の失効 保安林指定による第1種地域の失効
- 指定の解除 指定理由がなくなったとき等の解除

第四章

森林の取引等に関する届出等（第18条～第31条）

全ての地域

第1種地域

- 土地売買等の契約の届出
森林管理重点地域において、土地の所有権等の移転を伴う契約を締結するときは90日前までに届出
※3種地域で1ha未満の場合は届出不要
※2種地域で林業に資するものと知事が認める場合は30日前までに届出
- 土地売買等の契約を希望している場合における届出
- 支配関係の届出 法人における支配者が変わったときの届出
- 市町村への通知等
- 助言 届出者に対し、土地の利用に関して必要な助言
- 立木の伐採の制限 **単年度20haまで**
第1種地域においては単年度における皆伐面積の上限を定める
- 小規模林地開発行為等の届出 **規則：0.1ha以上1ha以下**
第1種地域で小規模林地開発を行うときは30日前までに届出
- 小規模林地開発等区域内における行為の制限
災害を引き起こすおそれがある小規模林地開発について制限
- 地位の承継 小規模林地開発を承継したときの届出
- 指導 森林の保全機能の維持増進のために必要な指導
- 報告の徴収及び立入調査等

違反

第五章

雑則（第32条～第33条）

- 市町村の条例との関係
市町村が制定した条例が本条例の目的を達成できる場合は、本条例は適用しない
- 規則への委任

第六章

罰則（第34条～第38条）

- 中止復旧命令に違反した者 50万円以下の罰金
- 勧告に係る命令に違反した者 30万円以下の罰金
- 小規模林地開発の届出に係る違反 20万円以下の罰金
- 土地売買等の契約の届出に係る違反 5万円以下の過料

平成26年4月1日施行（第3章、第4章、第6章については、平成26年10月1日施行）